

大和高田市農地利用最適化推進委員募集要項

1. 募集人数（定数）

4名

区域は別表1のとおり

（高田地区北部、高田地区中南部、陵西地区、天満地区）

2. 任期

委嘱の日から農業委員の任期満了の日（令和8年7月19日）まで

3. 身分

大和高田市の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

担当区域において、農地の出し手・受け手への働きかけにより、農地等の利用集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入の促進等の農地の利用の最適化に関する事項についての現場活動及び農地の違反転用の防止などの巡視・監視活動、地域計画策定のための活動等のほか、毎月の農業委員会の定例委員会に出席し、農業委員と共に農業委員会の活動をおこないます。

5. 委員報酬

基本報酬（月額）及び実績報酬（年額）

大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）に基づく報酬額

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

原則、市内に住所を有する者で農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

ただし、次の事項に該当する者は応募できません。

- （1） 破産手続き開始決定を受けて復権を得ない者
- （2） 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- （4） 法令等により農地利用最適化推進委員と兼職できない者

7. 推薦及び応募方法

①所定の様式、②同意書、③身分証明書（破産者名簿に記載がないことを証明するもので、本籍地の市区町村役場で取得できます。）の3点を市役所4階の地域振興部農業振興課又は農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募に係る手続き等（所定の様式）

農業者個人が推薦する場合の推薦書	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合の推薦書	様式第2号
応募する場合の応募申込書	様式第3号

(2) 様式及び同意書の入手方法

様式及び同意書は、市のホームページからダウンロード又は市役所4階の地域振興部農業振興課及び農業委員会事務局の窓口に備えています。

8. 推薦及び応募の受付期間

令和5年1月11日（水曜日）から令和5年2月7日（火曜日）までに応募用紙を直接持参して提出してください。（郵送でも可）

なお、必ず市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに持参して提出してください。（郵送による場合は締切日までの消印を有効とします。）

提出先（問い合わせ先）

〒635-8511

大和高田市大字大中98番地4（市役所4階）

大和高田市 地域振興部 農業振興課 ・ 農業委員会事務局

電話番号 0745-22-1101(代)

- ※ 農業委員にも応募はできますが、兼ねることはできません。
- ※ 公募にあたり提出された所定の様式の内容のうち、住所、電話番号及び生年月日以外の情報について、公募の期間中と期間終了後、公示するほか、農業委員会事務局の窓口において閲覧に供します。

9. 選考方法・結果の通知

提出された書類等をもとに評価します。（必要に応じて面接や書類の提出を求める場合があります。）

なお、結果については、推薦または応募された全員に文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

別表1 (担当区域)

地区名	区 域
第1地区	松塚、土庫1丁目、土庫2丁目、土庫3丁目、土庫、藤森、池尻、神楽1丁目、神楽2丁目、神楽3丁目、神楽、有井、築山、日之出東本町、日之出町、北本町、片塩町、大中南町、大中東町、大中、三和町、東雲町、大東町、曙町、材木町
第2地区	旭南町、旭北町、今里町、中今里町、南今里町、今里、今里川合方、田井新町、田井、勝目、蔵之宮町、曾大根、曾大根1丁目、曾大根2丁目、南陽町、甘田町、西三倉堂1丁目、西三倉堂2丁目、中三倉堂1丁目、中三倉堂2丁目、東三倉堂町、礪野東町、礪野南町、礪野、礪野町、栄町、礪野北町、春日町1丁目、春日町2丁目、東中、東中1丁目、東中2丁目、
第3地区	市場、岡崎、池田、野口、大谷
第4地区	出、西坊城、奥田、秋吉、吉井、根成柿